

食安輸発0329第1号
平成23年3月29日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

タイ産マンゴー及びその加工品の取扱いについて

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年3月28日付け食安輸発0328第3号）に基づき、農薬クロルピリホス及びプロピコナゾールについて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところでは、

今般、タイ政府において残留農薬管理対策が講じられたことから、タイ産冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーについては、別途事務連絡にて示す登録製造者で製造されたものについて、プロピコナゾールの検査命令を免除し、併せて別途指示するタイ政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されたものについては、クロルピリホスの検査命令を免除し、通常の監視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。